

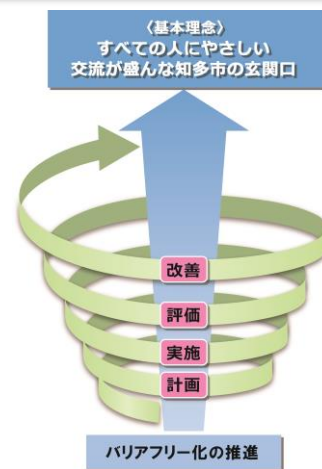
◆取り組みの実施主体及び整備目標について

●:公募 ○:設計 ⇒:工事・実施

取り組みの区分	対象経路・施設など	実施主体	整備目標 ※()内:年度	
			令和元年度	5年度 → 10年度~
道路	②市道緑町1号線(仮称)	知多市	○ ⇒ ⇒ (R1) (R3)	
	③市道緑町2号線(仮称)	知多市	○ ⇒ (R4) (R5)	
	⑥市道10114号線 ~10115号線	知多市		⇒ (R10以降)
路外駐車場	朝倉駅前駐車場 (新朝倉駅前駐車場)	施設管理者	● ○ ⇒ ⇒ (R2) (R5)	
建築物	市役所(新庁舎)	知多市	● ○ ⇒ ⇒ (R2) (R5)	
	新図書館(子育て支援施設併設)	知多市	● ○ ⇒ ⇒ ⇒ (R2) (R7)	
	複合商業施設、ホテルなどの施設	施設管理者	● ○ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (R2) (R9)	
その他 (ハード対策)	①駅前ロータリー	知多市	○ ⇒ ⇒ ⇒ (R1) (R4)	
その他 (ソフト対策)	心のバリアフリー	知多市・ 社会福祉協議会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (継続実施)	
	情報のバリアフリー	知多市・ 社会福祉協議会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (継続実施)	

◆今後の取り組みと推進体制について

朝倉駅周辺地区においては、実施すべきと定めた取り組みについて、それぞれの実施主体が各取り組みを推進させていきます。また、各実施主体が情報交換を行い、連携して計画の立案、実施、評価、改善を繰り返すPDCAサイクルによる継続的・段階的な改善(スパイラルアップ)を図っていくとともに、心のバリアフリー、情報のバリアフリーに取り組むことにより、すべての人にやさしいまちづくりを目指します。

知多市バリアフリー基本構想
(素案)

令和元年11月1日

知多市都市整備部都市計画課朝倉駅周辺整備推進室
〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地
電話 <0562>36-2667(直通)
ホームページ http://www.city.chita.lg.jp

知多市バリアフリー基本構想(素案)

概要版

◆バリアフリー法について

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することを目的に定められました。

◆知多市バリアフリー基本構想について

「バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、「知多市バリアフリー基本構想」を策定し、**重点整備地区**において面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性を向上させ、これまで以上に誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

◆重点整備地区の選定について

駅利用者数、バス運行路線数、生活関連施設候補数、上位計画における位置づけ及び将来プロジェクトの状況を客観的に評価した結果、「朝倉駅周辺地区」を最も優先順位の高い**重点整備地区**に選定し、一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進します。

知多市全域

上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、適宜バリアフリー化を推進

重点整備候補地区 (鉄道駅(3,000人/日以上)周辺地区)

重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況などを踏まえながら段階的なバリアフリー化の推進を検討

重点整備地区 (朝倉駅周辺地区)

一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進

重点整備地区…鉄道駅の周辺や、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設(官公庁、福祉施設、商業施設など)が集まったエリアで、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

◆重点整備地区「朝倉駅周辺地区」における移動等円滑化の基本的な方針

移動等円滑化の基本理念
**すべての人にやさしい
 交流が盛んな知多市の玄関口**

- 基本方針1 安全・安心な移動経路の整備
- 基本方針2 人にやさしい、誰もが快適に過ごせる施設の整備
- 基本方針3 心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進
- 基本方針4 連携による継続的・段階的なバリアフリーの推進

◆重点整備地区「朝倉駅周辺地区」のバリアフリー化に向けた取り組み

道路

▼生活関連経路⑥

北街区 ▼生活関連経路③

中街区 ▼生活関連経路②

- ◆歩道の凹凸や端部の段差解消
- ◆歩道のセミフラット化（生活関連経路②、生活関連経路③）
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆網目の小さなグレーチングへの改良（生活関連経路⑥）

路外駐車場

中街区 ▼朝倉駅前駐車場
 （新朝倉駅前駐車場を含む）

- ◆移動に制約のある方が優先的に利用できる駐車マスを駅のできる限り近くに設置
- ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備

建築物

北街区 ▼新図書館（子育て支援施設併設）
 ▼複合商業施設

中街区 ▼市役所（新庁舎）
 ▼商業施設、ホテル

- ◆分かりやすく見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆できる限り快適な移動ができるよう、屋根のある休憩スペースの確保
- ◆使いやすい多目的トイレの整備
- ◆車いすやベビーカーと人がすれ違える廊下幅の確保
- ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備

その他（ハード対策）

中街区 ▼駅前ロータリー（生活関連経路①）

- ◆歩道の凹凸や端部の段差解消
- ◆歩道のセミフラット化
- ◆分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導策の検討
- ◆バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備
- ◆リフトバスの乗降ができる空間の確保
- ◆車いすやベビーカーなどの使用者が安全・安心で快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保

その他（ソフト対策）

▼心のバリアフリー

- ・啓発広報活動の推進
- ・福祉に関する教育の推進

▼情報のバリアフリー

- ・情報収集、提供の充実

No	路線名
①	駅前ロータリー
②	市道緑町1号線（仮称）
③	市道緑町2号線（仮称）
④	都市計画道路 大田朝倉線
⑤	市道10270号線～10503号線
⑥	市道10114号線～10115号線

生活関連施設…鉄道駅などの旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園などで、多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設

生活関連経路…生活関連施設を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路のうち、重点的にバリアフリー化を図る道路